

## Examples of Applications of Chapter 3 ( Rules of Origin)

### A J C E P 協定第 3 章 ( 原産地規則 ) の適用例 ( 仮訳 )

#### 1 . 原産資格割合 ( Regional Value Content ( RVC )

##### 1.1 第 2 7 条パラ 1 に規定される R V C の計算例

会社 A は締約国 A において、非原産材料を用いて冷蔵庫を生産し、 A J C E P 協定に基づき締約国 B に輸出する計画である。

冷蔵庫 ( HS 8418.10 ) が原産品となるための条件は、 A J C E P 協定の第 2 6 条パラ 1 に以下のとおり規定されている。

- 1 第 2 4 条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。
  - (a)次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合 ( 以下「 R V C 」という。 ) が 4 0 パーセント以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
  - (b)当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更 ( 以下「 C T C 」という。 ) であって 4 桁番号の水準におけるもの ( すなわち、項の変更 ) が行われた産品

当該冷蔵庫が原産品であることを証明するために、会社 A は、当該冷蔵庫が 4 桁での関税分類番号変更基準又は 4 0 パーセントの付加価値基準を満たしていることを証明しなければならない。 4 0 % 付加価値基準を選択した場合、会社 A は以下に示したように原産資格割合を計算しなければならない。

会社 A の冷蔵庫の製造コスト :

材料 / 部品	生産国	原産性	価額 ( US\$ )
部品 a	締約国 A	原産品	200
部品 b	締約国 A	原産品	100
部品 c	中国	非原産品	100
部品 d	中国	非原産品	100
部品 e	インド	非原産品	200
その他の費用	N/A	N/A	300
F.O.B. 価額	-	-	1,000

原産資格割合を算出する計算式は、次のとおり。

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100\%$$

FOBとは、AJCEP協定第27条パラ3に規定する場合を除き、生産者から港又は海外に向けて最終船積みを行う場所まで輸送する費用を全て含む本船渡しの価額をいう。

RVCとは、百分率で表す製品の原産資格割合である。

VNMとは、製品の生産において使用した非原産材料の価額をいう。

冷蔵庫の原産資格割合の計算は次のとおり。

$$RVC = \frac{\$1,000 - \$400 \text{ (Parts c, d and e)}}{\$1,000} \times 100 = 60\% \quad 40\%$$

上記計算の結果は、当該冷蔵庫がAJCEP協定に基づく締約国Aの原産品であることを示している。

## 1.2 第27条パラ5に規定される方式を用いた例

会社Aは締約国Aにおいて、非原産材料を用いて冷蔵庫を生産し、AJCEP協定に基づき締約国Bに輸出する計画である。

冷蔵庫(HS 8418.10)が原産品となるための条件は、AJCEP協定の第26条パラ1に以下のとおり規定されている。

- 1 第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる製品は、締約国の原産品とする。
  - (a)次条に定める計算式を用いて算定する当該製品の域内原産割合(以下「RVC」という。)が40パーセント以上の製品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
  - (b)当該製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更(以下「CTC」という。)であって4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた製品

当該冷蔵庫が原産品であることを証明するために、会社Aは、当該冷蔵庫が4桁での関税分類番号変更基準又は40パーセントの付加価値基準を満たしていることを証明しなければならない。会社Aは、40%付加価値基準を選択する。

会社Aは、部品b(電気モーター)を日本で会社Xから調達した。冷蔵庫の原産資格割合を計算するため、会社Aは、部品bの原産性に関する情報を会社Xから入手しなければならない。

部品 b (電気モーター) の製造コスト :

材料 / 部品	生産国	原産性	価額 (US\$)
<b>サブ部品 b1</b>	<b>締約国 A</b>	<b>原産品</b>	<b>80</b>
サブ部品 b2	中国	非原産品	40
その他の費用	N/A	N/A	20
F.O.B. 価額	-	-	140

電気モーター (HS 8501.10) が原産品となるための条件は、A J C E P 協定の第 26 条パラ 1 に以下のとおり規定されている。

- 1 第 24 条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。
  - (a)次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合 (以下「RVC」という。) が 40 パーセント以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
  - (b)当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更 (以下「CTC」という。) であって 4 桁番号の水準におけるもの (すなわち、項の変更) が行われた産品

会社 X は、40%付加価値基準を選択し、部品 b の原産資格割合を以下のとおり計算した。

$$RVC = \frac{\$140 - \$40 (\text{Sub - parts b2})}{\$140} \times 100 = 71\% \quad 40\%$$

上記計算の結果は、当該部品 b が A J C E P 協定に基づく締約国 A の原産品であることを示している。

会社 A の冷蔵庫の製造コスト :

材料 / 部品	生産国	原産性	価額 (US\$)
<b>部品 a</b>	<b>締約国 A</b>	<b>原産品</b>	<b>180</b>
<b>部品 b</b>	<b>締約国 A</b>	<b>原産品</b>	<b>140</b>
<b>サブ部品 b1</b>	<b>締約国 A</b>	<b>原産品</b>	<b>80</b>
サブ部品 b2	中国	非原産品	40
その他の費用	N/A	N/A	20
部品 c	中国	非原産品	280
部品 d	中国	非原産品	200
部品 e	インド	非原産品	100
その他の費用	N/A	N/A	100
F.O.B. 価額	--	--	1,000

冷蔵庫の原産資格割合の計算は次のとおり。

$$RVC = \frac{\$1,000 - \$580 (\text{Parts c, d and e})}{\$1,000} \times 100 = 42\% \quad 40\%$$

上記計算の結果は、当該冷蔵庫が A J C E P 協定に基づく締約国 A の原産品であることを示している。

仮定の話であるが、万一、第 27 条パラ 5 の規定がない場合、以下のような計算の結果、当該冷蔵庫は締約国 A の原産品とはみなされない。

$$RVC = \frac{\$1,000 - (\$40(\text{Sub - Parts b2}) + \$580(\text{Parts c, d and e}))}{\$1,000} \times 100 = 38\% \leq 40\%$$

### 1.3 輸出者や生産者が一部の部品について原産性を決定できない場合の原産資格割合の計算例

会社 A は締約国 A において、非原産材料を用いて冷蔵庫を生産し、A J C E P 協定に基づき締約国 B に輸出する計画である。

冷蔵庫 (HS 8418.10) が原産品となるための条件は、A J C E P 協定の第 26 条パラ 1 に以下のとおり規定されている。

- 1 第 24 条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。
  - (a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合 (以下「RVC」という。) が 40 パーセント以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
  - (b) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更 (以下「CTC」という。) であって 4 桁番号の水準におけるもの (すなわち、項の変更) が行われた産品

当該冷蔵庫が原産品であることを証明するために、会社 A は、当該冷蔵庫が 4 桁での関税分類番号変更基準又は 40 パーセントの付加価値基準を満たしていることを証明しなければならない。40%付加価値基準を選択した場合、会社 A は以下に示したように原産資格割合を計算しなければならない。

会社 A の冷蔵庫の製造コスト：

材料 / 部品	生産国	原産性	価額 (US\$)
部品 a	締約国 A	原産品	280
部品 b	締約国 A	原産品	140
部品 c	不明	不明	不明
部品 d	不明	不明	不明
部品 e	不明	不明	不明
その他の費用	N/A	N/A	80
F.O.B. 価額	--	--	1,000

冷蔵庫の原産資格割合の計算は次のとおり。

$$RVC = \frac{\$1,000 - (\$1000 - \$420(\text{Parts a and b}))}{\$1,000} \times 100 = 42\% \quad 40\%$$

部品 c、部品 d、部品 e 及びその他の費用を考慮しない場合、上記のような計算の結果、当該冷蔵庫が A J C E P 協定に基づく締約国 A の原産品であることを示している。

## 2 . 累積 (Accumulation (Article 29))

### 2.1 原産資格割合の計算例

会社 A は締約国 A において、PDP (プラズマ・ディスプレイ・パネル)(HS 8528.12) 非原産材料を用いて冷蔵庫を生産し、A J C E P 協定に基づき締約国 B に輸出する計画である。PDP テレビを生産する過程で用いられる部品 b と部品 c は、締約国 B 及び C から輸入される。

当該 PDP テレビ (HS 8528.12) が原産品としての資格を得るためには、A J C E P 協定の第 26 条パラ 2 の規定により、品目別規則 (PSR) に従わなければならない。PSR では、40 パーセントの付加価値基準を満たすこととされている。したがって、会社 A は、PDP テレビが 40 % 付加価値基準を満たしていることを証明しなければならない。

会社 A は以下に示したように原産資格割合を計算しなければならない。

会社 A の PDP テレビの製造コスト：

材料 / 部品	生産国	原産性	価額 (US\$)
部品 a	締約国 A	原産品	600
部品 b	締約国 B (日本とします)	原産品とみなします 締約国 B の原産品	100
部品 c	締約国 C (日本とします)	原産品とみなします 締約国 C の原産品	400
部品 d	インド	非原産品	300
部品 e	韓国	非原産品	200
部品 f	中国	非原産品	200
その他の費用	N/A	N/A	200
F.O.B. 価額	--	--	2,000

部品 b と部品 c は、A J C E P 協定第 29 条の規定により、締約国 A の原産品とみなす。

この例における P D P テレビの原産資格割合の計算は次のとおり。

$$RVC = \frac{\$2,000 - \$700 \text{ (Parts d, e and f)}}{\$2,000} \times 100 = 65\% \quad 40\%$$

上記のような計算の結果、当該 P D P テレビが A J C E P 協定に基づく締約国 A の原産品としての資格があることを示している。

### 3. 僅少の非原産材料(Article 28)

#### 3.1 繊維製品を除く製品に対する僅少の非原産材料規則の適用例 (サブパラ 1 ( a ))

会社 A は締約国 A において、乳母車 ( HS 8715.00 ) を生産し、 A J C E P 協定に基づき締約国 B に輸出する計画である。

乳母車 ( HS 8715.00 ) が原産品となるための条件は、 A J C E P 協定の第 2 6 条パラ 1 に以下のとおり規定されている。

1 第 2 4 条(b)の規定の適用上、次に掲げる製品は、締約国の原産品とする。

- (a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該製品の域内原産割合 ( 以下「 R V C 」という。 ) が 4 0 パーセント以上の製品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
- (b) 当該製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更 ( 以下「 C T C 」という。 ) であって 4 桁番号の水準におけるもの ( すなわち、項の変更 ) が行われた製品

会社 A は、当該乳母車が 4 桁での関税分類番号変更基準又は 4 0 パーセントの付加価値基準を満たしていることを証明しなければならない。会社 A は 4 桁での関税分類番号変更基準を選択する。

この場合、乳母車 ( HS 8715.00 ) は、インド製のアルミニウム棒 ( HS 7604.10 ) 及び中国製の取っ手 ( HS 8715.00 ) から製造される。アルミニウム棒については、4 桁での関税分類番号変更基準を満たすが、取っ手については、当該各号以外の号からの関税分類番号の変更が行われないため 4 桁での関税分類番号変更基準を満たさない。しかしながら、取っ手の価額が乳母車の F O B 価額の 1 0 パーセント相当額を超えない場合には、当該乳母車は、 A J C E P 協定第 2 8 条サブパラ 1 ( a ) の僅少の非原産材料の規定に従って、締約国 A の原産品とみなされる。

### 3.2 繊維製品に対する僅少の非原産材料規則の適用例（サブパラ 1（c））

会社 A は締約国 A において、絹糸（HS5006.00）を生産し、A J C E P 協定に基づき締約国 B に輸出する計画である。

締約国 A の外から得られた材料を用いた絹糸（HS5006.00）が原産品としての資格を得る条件は、A J C E P 協定第 26 条パラ 2 の規定に従い、「HS50.05 以外の項からの 4 桁での関税分類番号変更」という P S R に従う。

絹糸（HS5006.00）は、インド製の生糸（HS5002.00）及び中国製の絹（HS5006.00）から製造される。生糸は 4 桁での関税分類番号変更基準を満たすが、絹は 4 桁での関税分類番号変更基準を満たさない。しかし、絹の重量が絹糸の重量の 10% を超えない場合には、当該絹糸は、A J C E P 協定第 28 条サブパラ 1（c）の僅少の非原産材料の規定により、締約国 A の原産品とみなされる。

#### 4．組み立ててないか分解してある産品（統一システムの解釈に関する通則 2（a）<sup>1</sup>）

会社 A は、締約国 A の原産品としての資格を有するガス・タービン（HS8411.82）を生産し、A J C E P 協定に基づき締約国 B に輸出する計画である。ガス・タービンは非常に大きい機械であるため、会社 A は輸送の理由からガス・タービンを分解してある状態（ロット・グループ）で輸出する。この場合、締約国 B の税関当局は、当該ロット・グループを組み立ててある物品（完成した物品であるものの、分解されて提示されているもの）すなわち、統一システムの解釈に関する通則 2（a）により組み立ててあるガス・タービンとみなす。その原産性は失われておらず、ガス・タービン（HS8411.82）として分類される。

#### 5．情報技術製品（別添 3）

- 5.1 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表 A 又は B（以下「付表」という。）が対象とする情報技術製品であって、締約国において他の産品の生産にその材料として使用されるときは、当該情報技術製品に該当する産品が、HS8541.10 から 8542.90 までの号に分類される産品でなく、かつ、いずれかの締約国で組み立てられることを条件に、当該産品に係る P S R の規定にかかわらず、材料として使用された情報技術製品はその締約国の原産材料とみなす。

<sup>1</sup>注<sup>1</sup> 統一システムの解釈に関する通則 2（a）

2（a） 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この 2 の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。

## 5.2 付表の対象であって、HS8541.10 から 8542.90 までの各号以外の材料を使用する場合の例

会社 A は締約国 A において、非原産材料を用いて洗濯機を生産し、A J C E P 協定に基づき締約国 B に輸出する計画である。

洗濯機 (HS8450.11) が原産品となるための条件は、A J C E P 協定の第 26 条パラ 1 に以下のとおり規定されている。

- 1 第 24 条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。
  - (a)次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合 (以下「RVC」という。) が 40 パーセント以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
  - (b)当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更 (以下「CTC」という。) であって 4 桁番号の水準におけるもの (すなわち、項の変更) が行われた産品

会社 A は、当該洗濯機が 4 桁での関税分類番号変更基準又は 40 パーセントの付加価値基準を満たしていることを証明しなければならない。40%付加価値基準を選択した場合、会社 A は以下に示したように原産資格割合を計算しなければならない。

会社 A の洗濯機の製造コスト :

材料 / 部品	生産国	原産性	価額 (US\$)
部品 a	締約国 A	原産品	100
部品 b (スイッチ)	締約国 A	原産品とみなす	40
部品 c	中国	非原産品	50
部品 d	インド	非原産品	120
部品 e	韓国	非原産品	100
その他の費用	N/A	N/A	90
F.O.B. 価額	--	--	500

会社 A は、付表の対象とする部品 b (スイッチ、HS8536.50) を、締約国 B において会社 B から調達する。会社 A が部品 b (スイッチ) は締約国 A で組み立てられたことを証明する場合には、A J C E P 協定附属書 3 の規定により、当該部品 b は締約国 A の原産材料とみなすことができる。

洗濯機の前産資格割合の計算は次のとおり。

$$RVC = \frac{\$500 - \$270 \text{ (Parts c, d and e)}}{\$500} \times 100 = 46\% \quad 40\%$$

上記計算の結果は、当該洗濯機が A J C E P 協定に基づく締約国 A の原産品であることを示している。